

主要項目に関する論点および一般意見

表 4-1 治水に関する論点および一般からのご意見

	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
治水について		
○考え方	<p>○壊滅的被害の回避を優先する考え方のブレークダウン。これまでの治水安全度を減じるのか否か、想定する越水の規模・頻度、上下流の治水バランス等。</p> <p>参考； (河川管理者からの質問) ・「壊滅的被害」の考え方について。上流の無堤区間と下流の有堤部についてどう考えるか。(委) ・堤防の切り下げも有り得るか(淀) ・壊滅的被害について。軽度の被害とは。(猪) ・従来の形ではない「洪水処理目標を設定し」の意味について(委)</p>	<p>☆被害を容認するかのような考え方には反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幾多の洪水に遭遇している住民がいる地域の暮らしを守る責任者として「ある程度の溢水を想定する」被害を容認するような治水の考え方は到底受け入れられない。残念。(自治体) ・ある程度溢水を想定する、という考え方は一次改修等が終わっていない河川や堤防高が確保されていない地域にはなじまず、住民の合意も得られない。その河川の特性に合わせた治水を最重要点としていく考え方を望む。(自治体) <p>☆これまでの治水安全度を減じるのか否かなどの議論を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水安全度を上げずに、破堤回避対策を優先して溢水を許容すべきという考え方については、浸水頻度に対する地元の合意形成等、今後十分な議論が必要である。(自治体) ・越水被害を甘受してもらうという考え方には賛成だが、破堤しない堤防について具体的に記述してほしい。(自治体) ・概念が複雑でわかりにくい。このような考え方は治水対策が一定レベルに達していないと不可能。そのレベルを明確にしておく必要がある。壊滅的被害回避対策の基準、上下流の整備レベルなどを明示してほしい。(自治体) ・これまでの計画治水安全度を減じてきたか否か対処を求めているのか、減じることなく求めているのかを議論すべき(自治体) ・治水の現状ではまだまだ整備は不十分。無堤防区間の解消、天井川解消など早急な河川改修が必要。(自治体) <p>☆基本高水、計画高水について記述すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめでは、従前の治水計画のマニュアルであった河川砂防技術基準(案)と基本高水および計画高水については全く触れられていない。抽象的な理念転換は謳うものの、現実の整備内容は従前通りということになりかねない。(NPO) ・河川管理者に対し、基本高水や計画高水の設定手法、その根拠について分かりやすく情報公開すべきこと、基本高水や計画高水の検討にあたっては住民意見を反映すべきこと、などを提言すべき。(NPO) ・基本高水と計画高水の数値を含めた治水計画の複数代替案の住民への提示を河川管理者に求めるべき。(NPO) <p>☆受益、責任、補償等に関する議論を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水に関しては誰が、どこに、どの程度浸水を許容させるのかといった受益・責任・補償等に関する議論により実現性を吟味する必要がある。現時点でこのような議論が行われておらずとりまとめの段階ではないと考える。(自治体)
	○治水、利水、環境のバランスについて	<p>☆環境、利水等とのかかわりについて考慮すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水と環境のかかわりについて議論が浅い。(個人) ・治水対策なくして、利水・環境を考えることに大きな抵抗を感じる。(自治体) ・環境に配慮するあまり用地買収等の面積が拡大し河川改修が停滞している現状がある。(自治体)
	○現状認識の確認	<p>☆現状認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い堤防を作ってきたことが破堤時の危険性をより大きくしたことについて具体的に説明してほしい。(自治体) ・高い堤防がつくられてきたことは決して否定的な面だけで捉えるべきではない(自治体) ・近年の大きな問題、都市域の浸透貯留能力減少による都市型洪水や土地利用との関係なども認識すべき。(自治体) ・治水・洪水対策の歴史についてももう少し詳述してほしい。(自治体)
○施設による対応	<p>○スーパー堤防等の具体的対策についての方針記述</p> <p>参考(淀川部会中間とりまとめ) 河道 ・当面は現河道の改修で対応せざるを得ない ・スーパー堤防は超過洪水のみならず、堤防強化の面からも推進されるべき ・スーパー堤防の完成には多くの困難が伴うため当面の対策として堤防の強度の増加を図ることも重要 ・堤防の強度を増加させる方法として従来の工法に加え新工法を採用することが重要 ・護岸は自然環境を配慮した構造とすべき ・河川構造物全般にわたって地震に対する強度を高める必要がある</p> <p>○堤防の整備についての方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在無堤となっている地域や他地域に比べて堤防が低い箇所に対する対策→堤防強化と併せて進めるor堤防高さはそのまま強化を優先する ・堤防を低くする整備の可能性 	<p>☆具体的対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー堤防計画は見直すべき(個人) ・当市ではスーパー堤防化の方針を打ち出しているが短期間では無理であることを考えると市域の高い堤防を放置せず、緊急かつ優先的に提供強化を進める必要がある(自治体) ・これまで進められてきた事業が議論の中心になっていないのは残念。(自治体) ・流域における公平性からは堤防高の確保も同時並行的に進めるべきと考える(自治体) ・破堤を避けるための越流水深、その継続時間、その洪水の発生頻度や規模等についての考えがどうなのか、遊水池による洪水調節についての実現性、どの程度の規模と評価しているかを示して欲しい。(個人) ・内水の排水問題の解決が大きな問題になっている(自治体) ・淀川部会では、ダムと遊水池が別項目で記載されているが、場所によってはダムと遊水池との複合的な洪水調節が考えられているところもあることを考慮してほしい。(自治体) ・堤防の強度増加ばかりが進められ、この20から30年間に整備される高規格堤防はほとんどないと思われる。どうしても調整のつかない場合や緊急対応の必要がある場合などに、堤防強度の増加を図るような対策を行うべきである。(自治体)
	○狭窄部の開削に関する方針。代替となる対策。	<p>☆狭窄部の開削に賛成／反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水するたびに「開削」の話が出てそれが地元の認識と捉えられているようだが、ここは代々受け継いできた地域を象徴する風景であり変えるべきではない。上流に遊水池になりうる空間があるのでそこを遊水池として機能させればよい。地元情報提供した上で地域も含めて判断できる場を作ってほしい。(NPO) ・浸水が頻発している上流部では当面の対策として下流部の改修状況も勘案しながら段階的に狭窄部の開削を行うべき。狭窄部の開削を行わないと上流だけに負担を強いることになり、治水バランスを欠く。流域の河道における治水安全度を有る一定のレベルまで統一し、そのなかで住民に理解を得る必要がある。(自治体) ・治水事業は上下流それぞれバランスがとれた計画であることが重要(自治体)
	○ダムに関する方針→WGでの議論を踏まえて検討	<p>☆治水の考え方の見直しはダム要否の議論をさげられない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の治水計画では基本高水、ダム、計画高水の全体が治水システムとして機能することが期待されており一体のもの。従前の治水計画を見直すということはダム要否の議論を避けて通れない。(NPO)
	<p>参考(淀川部会中間とりまとめ) ・ダムによる洪水調節は原則として採用しない。やむを得ず採用する場合には自然環境について十分な配慮が必要 (河川管理者からの質問) ・「ダムや堤防に頼らない治水」と「堤防の補強」は矛盾しているのではないか(淀) ・ダムを「原則として採用しない」とは。ダムも選択肢の一つでは。(淀)</p>	

	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
○ ソフト面の対応	<p>○ 下記記述の追加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の定期的な見直しが必要(淀川) ・流域での保水力の維持、増大の努力を働きかける(猪名川) <p>○ 個人の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己責任の記述。個人の対応等の記述(淀川) 	
○ 土地利用のあり方について	<p>○ 具体的対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の移転(淀川、猪名川)、危険地域の指定(猪名川)の必要性 <p>○ 対策の主体について</p>	<p>☆土地利用規制には慎重な対応を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画での対応及び法制度の見直し、は誰が検討するのか不明。さらに議論をお願いしたい。(自治体) ・現在の都市計画は既存の河川整備計画を踏まえて策定されており、安易な土地利用規制や法制度の見直しを行うべきではない。(自治体)

表 4-2 利水に関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
利水について		
○考え方	<p>○水需要管理について 参考（琵琶湖部会中間とりまとめ） ・利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。 （淀川部会中間とりまとめ） ・河川水は当然のことながら有限であり、人間の便利な生活のためだけの資源ではなく、生物も含めた流域全体の共有の財産であることをまず認識すべき （河川管理者からの質問） ・現在の琵琶湖・淀川からの利水量は限界を超えているのか、余裕があるのか。（委、琵琶、淀、猪）</p>	<p>☆水需要管理について ・水需要予測から水需要管理へ考え方を変更することは評価する。（NPO、自治体） ・具体的な見直しイメージを明確に。需要管理、諸権利の見直しなど、より具体的な方法が提案されるよう、詳細な議論を重ねてほしい。（自治体） ・水需要予測について、関係部局で行い、府民代表の議会に説明している。関係住民の合意を得ることの十分な検討が必要である。（自治体）</p>
	<p>○目標とする利水安全度（渇水受容、気候変動の考え方）、渇水時の対応方向 参考（琵琶湖部会中間とりまとめ） ・利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。 （淀川部会中間とりまとめ） ・人口の長期動向や気候変動の可能性を視野にいれた検討を行う必要がある ・「渇水時の相互援助体制の確立」を進める。すなわち、異常渇水時には工業・発電・農業・上水等の利水部門で相互に利水援助を行い、渇水時の社会不安を未然に防ぐ体制の確立が重要。そのための渇水調整のルールを再検討する。 （猪名川部会中間とりまとめ） ・少雨傾向や降雨量の変動を考慮し、水の供給力の安定化を図るとともに、渇水時のリスクマネジメントを検討する。 ・危機意識を醸成し、過大な投資を避けるため、今後の水需要に無制限に対応するのではなく、例えば、ある頻度（生涯に数回）の渇水を社会全体で経験することも想定する （河川管理者からの質問） ・渇水を「ある程度受容」とあるが、どれくらいのイメージか。（琵琶、猪） ・住民が合意できる渇水の頻度、程度の検討を進めるにあたっての観点、注意点を教えてください（猪）</p>	<p>☆渇水容認については慎重な対応を ・渇水を容認するコンセンサスを得るための方策についての議論を望む（自治体） ・渇水容認については、程度が問題であり慎重な議論が必要。（自治体） ・渇水容認は認められない（自治体、自治体） ・上水道、農業用水の渇水受容は望ましくない（自治体）</p>
	<p>○現状での水需要予測の問題点、見直しの方向性 参考（琵琶湖部会中間とりまとめ） ・水利用のありかたの見直し水の配分のありかた、水を大切に生活様式水とのかかわりかたを提言・誘導し、新しい水需給のシステムを構築する （淀川部会中間とりまとめ） ・諸権利（水利権、漁業権、占有権など多くの利用権）についても「聖域なき見直し」を一定時期ごとに実施する必要がある ・上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実績を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。 （河川管理者からの質問） ・水需要予測方式の妥当性を検証するには長い期間がかかる。河川整備計画との時間的整合性をどのように考えれば良いか。（猪） ・節水技術や生活様式の転換も盛り込んだ総合的な予測方式のイメージ、また、その予測の妥当性、整合性についての考えを教えてください（委） ・「水は有限である」という考えに転換を行っても需要予測に基づいて計画立案すべきか。（琵琶）</p>	<p>☆需要予測の再確認と逼迫地域への再配分へ ・上水道、工業水道、農業水利等の需要予測を再確認し、既得権を含めた余剰水の創出を図るとともに、逼迫地域への再配分を行う必要がある。（自治体） ・水使用実績や未利用水の状況等基本情報を共有するにつとめ、未利用水がある場合の用途間転用を推進すべき。（NPO）</p> <p>☆見直しの必要性から検証すべき ・水需要予測の見直しの必要性について何故必要となるのかを詳しく検証すべき。何故、従前の水需要予測と現実の使用実績との間にミスマッチが生じたのか、その原因を徹底的に検討すべき。（NPO） ・過去の渇水の原因として何が考えられるのか、放流のルールに問題がなかったか、水利権の調整がなされたことがあるのか等についても検討する必要がある。（NPO）</p>
○具体案	<p>○水需要管理の具体的な対応策 参考（淀川部会中間とりまとめ） ・需要管理により水資源の有効利用を図るとともに、社会構造を供給量の限界内にとどまるよう再構築すべきである ・利水にかかわる全ての情報は公開される必要がある。利水実態、河川状況、ダムおよび堰等の水利施設の操作管理についても情報公開・情報交流を行う ・今後の水源確保にあたり、高品質の水源涵養林の育成、上流地域の水田面積の維持・確保、下流大都市での節水啓発、水の循環利用、雨水貯留とその活用など、ダム建設のみに依らない総合的な水源確保のための施策を関係省庁、自治体とも協議、連携して進めるべき ・水の使い回しなどライフスタイルの転換による日頃からの節水生活/雨水利用など新たな水源確保の工夫/地下水の確保：雨水の地下浸透を進める土木行政面での対策の推進 （河川管理者からの質問） ・水需要を管理するとはどのようなイメージか。（委、琵琶） ・「水利権転用によって社会的・経済的メリットを生み出す仕組み」「節水を促す経済的インセンティブ」のイメージを（淀） ・安定化・分散化・安全性等を考慮した水源とはどのようなイメージか教えてください（委）</p>	<p>☆見直しの方向性 ・水使用量を抑えるためには、節水行動のほかに水需給マネジメントが不可欠である。（自治体） ・水コスト、水道事業者の採算性を考慮すべき（自治体） ・需要管理の主体の明確化、供給の過不足時などの明確な調整ルールが必要（自治体） ・供給量の再検討には、地域のまちづくり計画を阻害しない配慮を望む（自治体） ・地下水、雨水の活用（個人、個人、NPO） ・水量・水質管理については、流域全体で管理するシステム作りが必要（自治体） ・森林の保護、育成等環境面への配慮が、河川の再生ひいては豊かな水の享受に不可欠である点を指摘すべき。（NPO）</p>
	<p>○水需要管理と農業用水について</p>	<p>☆農業用水の特性をふまえた検討を ・農業関係者と議論をすべき（自治体） ・農業用水などの慣行水利権が障害となる（自治体） ・農業用水の節水努力を実施している。短期間の実績のみで需要予測することは困難。灌漑用水の特殊性を十分認識し、慎重な対応が必要（自治体） ・農業用水の需要は、自然条件に大きく影響を受けるだけでなく、作付け品種による必要水量の違いや季節的な変動も大きいという特色を有しており、水の需要を管理するという考え方については、食料の安定供給への影響や農業者の意見等を十分に反映した慎重な対応が必要です。（自治体） ・水循環を利用した農業利水について検討すべきである（自治体） ・農業用水再利用についての補助制度が必要（自治体）</p>

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	<p>○ダムとの関係→ダムWGにおいて議論？ 参考（琵琶湖部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利水を目的としたダム・貯水池計画においては、需要予測の根拠（原単位・論理構成など）を根本から見直さねばならない。特に、流域全体の水需要をさまざまなかたちで管理するための技術的・制度的・社会的仕組みを構築する必要があり、そのためには関係機関の協議・調整において抜本的な改善が必要。 <p>（淀川部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムがいったん建設されると、その影響は不可逆的で、短期に解消することは不可能。また、想定されている水需要は、不適当なものとなる可能性がある。このようなことをふまえ、水需要をみだしきれない事態が深刻なものにならないと考えられる限りは許容する、といったことも含むさまざまな代替策も考慮したうえで、ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要が適正に見直され、かつ、節水対策、流水の合理的活用、雨水、地下水その他の水資源の利用が積極的に進められれば、新たな水資源開発事業の必要性は乏しいのではないか。中間とりまとめは、この点を明言してもよいのではないか。（NPO）
○住民意識	<p>○意識改革による節水効果をどの程度見込むか 参考（河川管理者からの質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活様式の誘導を科学的合理性をもって説明できるように評価し、水需要に反映させる方法を教えてほしい。（淀、猪） ・節水の限界点をどのような観点でとらえていけば良いか（猪） <p>○意識改革の具体像 参考（淀川部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域での雨水利用、井戸等の多様な水源の確保、家庭内での家事や風呂水等の再利用について啓蒙/PR・普及活動を行う。 ・同時に、利水管理者や末端水需要者に節水を促す経済的インセンティブを社会的・制度的に創設することが必要である。 <p>（河川管理者からの質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者としてどのようにライフスタイルの転換誘導を行えば良いのか。（委、猪） 	<p>☆意識改革は困難。また、意識改革だけでは困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水の意識改革は難しい。水道料金で抑制を。（個人） ・節水行動の実現は困難。ダムによる需要満足（自治体） ・湯水の危険性を住民は理解しない（自治体） ・住民意識だけでは乗り切れない。湯水時の水供給システム（地下水対策、自然林の保水力を考慮）も構築が必要（自治体） <p>・「節水に努める」ことの評価について議論が必要（自治体）</p>
○水質	<p>○水質確保の方向性(目標とする水質、そのための方策)→水質WGにおいて議論？ 参考（淀川部会中間とりまとめ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単に所定の水質基準の達成を目標とするばかりでなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、河川に排出される総負荷量を本川・支川ごとに規制する ・河川管理者および利水管理者は、流水の水質改善に努める。 ・有害物質についてはもちろん、ピコレベルの微量（有害）物質についても、高度な水質環境基準を設けて上水道水源として適切な目標を設定する。 	

表 4-3 利用に関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
<p>利用について</p> <p>○水域利用の考え方</p>	<p>○水域利用の基本方針。「本来の姿に戻す」「川、湖でしかできないことと優先」か。利用者のニーズと自然回復のバランスをどう考えるか。</p> <p>参考； （琵琶湖部会中間とりまとめ） ・湖岸・水辺、さらには水面利用においては、人が湖や川そのものに親しみをもってかかわりあえるようにすることを、第一義にしなければならない。 ・湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組みを作ることが重要である。 ・沿岸陸上部は基本的に、「湖岸でしか出来ないことをする空間」として位置づけ、他の一般の空間と代替できない機能を優先する必要がある。 （淀川部会中間とりまとめ） ・水面利用については、第一に、人が川そのものに親しみを持ってかかわりあえるようにすることが重要である。 ・利用者のニーズと自然回復のバランスが大きな課題である。 ・河川空間を「川本来の姿に戻す」ことを基本的な考えとして、必要に応じて利用を規制するなどの法・制度を行うべきである。河川空間は、人間を含む全ての生物の生存空間として大切に保全されるべきであり、こういった点を考慮して、河川空間利用も推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別するべきである。 ・河川特有の生態系保全や川でなければ出来ない利用（漁業や遊漁、水とのふれあい、河原・原っぱなどを利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び、水泳、カヌーなど）は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである。</p>	<p>・泳げる川が実現できる「河川整備計画」を期待します。（個人）</p>
<p>○水域利用の具体方向</p>	<p>○利用規制の考え方(是非、対象、適用地域など)。「川・湖でしかできない利用は推進」「人が湖や川そのものに親しみをもってかかわりあえるようにする」との整合性。</p> <p>参考； （琵琶湖部会中間とりまとめ） ・砂利採取についても湖辺の形状に影響を与えないやりかたで行うべき （淀川部会中間とりまとめ） ・淀川大堰下流の汽水域には、生態系にとって貴重な干潟が存在しており、保全の配慮が必要である。したがって、水上バイク、プレジャーボートなどの利用は限定的な範囲にとどめる。 ・河川からの砂利採取は、河川の環境を著しく悪化させるので今後は廃止する。 （河川管理者からの質問） ・汽水域については、取水することがないので水上スキーやプレジャーボート等の使用を認めてもよいと思われませんが、それでよろしいか。 （淀） ・砂利採取によって「河川の環境を著しく悪化させている」とは具体的にどのようなことか。採りすぎを抑制しながら最低限の砂利採取は認めるべきでは。（淀）</p>	<p>○何らかの規制を設けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上バイクは禁止であることを明記すべきである。(抽象的ではなく)(個人) ・淀川大堰から河口部にかけて、10月～3月の間、カモが飛来する。この期間の水上バイク、スキーの禁止措置を講じる。(NPO) ・外来種の放流、ワームの使用禁止、釣り規制、水上バイクの規制を盛り込んで欲しい。(NPO) ・ワンドより先に釣りを何とかしなければいけない(NPO) <p>○砂利採取について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖における湖中砂利採取については、琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めているところ。(自治体)
	<p>○相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組み</p> <p>参考； （琵琶湖部会中間とりまとめ） ・湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組みを作ることが重要である。</p>	
	<p>○水辺形状に関する記述内容</p> <p>参考； （琵琶湖部会中間とりまとめ） ・また湖岸は、人工的な「親水護岸」と言ったものではなく、自然の中で泳いだり遊んだりできるような状況にしなければならない。</p>	

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
<p>○高水敷利用の考え方</p>	<p>○高水敷利用の河川環境等への影響に関する認識 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・グランドなどは、年間数百万人の人々に利用されているが、引き換えに河川敷は本来のあるべき姿とは程遠いものとなっている。 (河川管理者からの質問) ・数百万人の淀川河川敷利用が水質の悪化の原因ということなのでしょうか？(委) ・グランドや公園などの存在が環境破壊を加速したとの理解でよいのか。高水敷利用が住民の危機意識さえも低下させたということなのか(委) ・「無秩序な利用」とはどのようなイメージなのか。ゾーニングが無秩序なのか、利用形態を指しているのか。(委、琵琶) ・高水敷をゾーニングすること自体を批判されているのかどうかを確認したい。(委) ・数百万人の淀川河川敷利用が水質の悪化の原因ということなのでしょうか？(委)</p> <p>高水敷利用の基本方針。「現状の利用実態」「多大なニーズ」と「河川環境の保全」「河川でしかできない利用を優先」をどう考えるか。上下流や流域など場所によって方針に違いはあるか。 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・下流域の高水敷は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、本来堤内地に設けられるべき運動施設の設置はあくまで暫定的なものであり、「河川でしかできない利用」を優先すべきである。 ・グランド・運動場、ゴルフ場、テニス・野球場等は、本来、堤内地に確保されるべきであり、このような施設は暫定的に設置されていることを、十分認識する必要がある。 ・関係自治体は、市民のニーズに応じて、堤内地にグランド等の用地を確保するよう努力すべきである。 ・しかし、多くの市民によって運動施設などの利用がなされ、市民のニーズが高いことも現実である。当面、ゾーニング等の手法を用いて、河川空間を利用するが、可及的速やかに改善をはかる必要がある。 (猪名川部会中間とりまとめ) ・当面は、ゾーニング等により都市的利用と自然的利用のバランスを図り、都市的利用である運動公園などについては堤内地へ戻す。 (河川管理者からの質問) ・高水敷のグランド整備に対する要望が多いのですが、グランド等の新設に対する基本的な考え方は、どのように考えればよいのかお教えてください。(委、琵琶、淀、猪) ・「ゾーニングによって都市的利用と自然的利用のバランスを図る」とはどのようなものか(猪)</p>	<p>☆高水敷利用が川に与えた影響の記述に疑問がある ・川の利用の仕方は、事業実施した時のニーズに基づいて行われてきています。これは、一定のルールに基づいてのものであり、無秩序な川の利用ではありません。(自治体) ・治水事業により冠水しにくい高水敷が確保されたことを踏まえ、各種の計画等に基づき河川公園やグラウンドが整備されてきたのであり、その整備や利用に対するニーズや期待は高いものがある。このことが無秩序な利用や環境破壊につながったというのは短絡的である。(自治体) ・「(高水敷利用が)川の環境破壊を加速し、」とは、具体的にどのようなことを指すか教えて下さい。また、水害に対する危機意識を低下させたこととの関係を明らかにしてください。(自治体)</p> <p>琵琶湖の湖岸堤・管理用道路についての認識に疑問がある ・琵琶湖の湖岸堤・管理用道路については、これまで近づきにくかった一般の人々の湖岸へのアクセスを容易にし、琵琶湖が親しみやすくなったという面もある。このことも考慮すべき。(自治体)</p> <p>☆高水敷利用方向の検討にあつては多方面の意見を聞き、将来を見据えて欲しい。 ・高水敷は、大都市において貴重な市民の憩いの空間であり、利用についての基本的な考え方をまとめるに当たっては、地域住民の意見を十分に反映したワークショップなどの手法によること。(自治体) ・その場しのぎではない将来を見据えた取り組みをして欲しい。(個人) ・関連省庁、部署が緊密な連携をもって(河川敷利用の)効果をあげて欲しい。(個人) ・上下流住民だけでなく、他地域の住民(レジャー利用者)の意見も聞くべきである。(個人)</p> <p>☆高水敷利用方向(抑制)に反対 ・都市区域における河川空間は地域住民にとっては、貴重な自然空間であるとともに、憩い、安らぎの空間でもある。高水敷の利用は、ゴルフ場など営業目的で利用されている物は排除されても、その他の施設は河川自身も都市施設としての認識に立ち利用が認められて、当然である。(自治体) ・河川敷における公園は、自由使用が原則の河川区域において、障害者・高齢者も含めて安心して利用できる空間として、また、その利用者の多さからも都市には重要な施設である。今現在の姿が、一定の住民理解の上に成り立っており、市街化区域内を流れる河川の高水敷の都市的利用のニーズについては十分に検討する必要がある。(自治体) ・ゴルフ場について正当な評価がされていない。廃止するようなことはしないで欲しい。(個人) ・河川敷のスポーツ、レジャー、レクリエーション施設は必要である。(個人) ・河川敷には少年公式野球ができるグランドを作るスペースがあり、設置して欲しい。(個人)</p> <p>☆高水敷利用方向(抑制)に賛成 ・河川敷内のゴルフ場は、淀川の利用ができない状況であり、改善が必要。また、農業使用等による水源汚染の防止の観点からも、将来的には廃止し、自然にふれあえる場に復元するとともに、その間は農業使用を中止するべき。(自治体、NPO)</p>
<p>○高水敷利用の具体方向</p>	<p>○利用の制限、不法占有への対応などの具体的な方策(対象、内容、場所など) 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・特定の個人や団体等による独占的・排他的利用は認めるべきではない。 ・河川敷は公共の空間であり、河川敷らしい景観を生かしながら、その利用は自由かつ公平に行われるべきである。河川敷の使用が、運動施設も含めて公平に行われるよう配慮が必要である。 ・堤外民地は換地・買収等の解消にむけての処置をすすめる。不法占有や不法耕作も解消へむけての方策をとる。また、災害防止の観点から、堤外の不法居住は排除することが必要である。 ・河川へのゴミの不法投棄防止対策が必要である。このため、河川のパトロールなどの監視体制強化が必要である。また、違反者には、法に照らして重い罰を課すべきである。 ・水辺移行帯(中水敷と呼べる部分、以下中水帯)河川空間の、高水敷と低水流路の間は、はっきりと区分し難い場合が多く、多くの動物が棲息し、植物相も豊かであり、自然生態系保全にとって重要な河川空間であるが、無秩序な利用により荒廃している。この空間を大切にすため、中水帯という区分を設け、その利用を厳に制限し、その保全と再生を行う必要がある。 (河川管理者からの質問) ・お茶の栽培等、実際に許可を得て行っているものについてはそのまま認めてもよいのか。(淀)</p> <p>○諸権利の見直しについて記述するか 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・河川の利用には各種各様のものがあり、水利権、漁業権、占用権など多くの権利が設定されている。これらの諸権利が河川を活性化する面もあるが、硬直化につながる場合もありうる。これらの諸権利はこれまでも一応見直されてはいるが、その見直しは形式的な場合が多く、社会の変化に柔軟に対応したものとなっていない。</p>	<p>☆利用制限すべきでない対象 ・ゴルフ場について正当な評価がされていない。廃止するようなことはしないで欲しい。(個人) ・河川敷のスポーツ、レジャー、レクリエーション施設は必要である。(個人) ・河川敷には少年公式野球ができるグランドを作るスペースがあり、設置して欲しい。(個人)</p> <p>☆利用制限すべき対象 ・暫定的なグランド使用について、移転計画を作成するよう自治体に提言する。高水敷でのグランド増設をしないことを明記。外来種を栽培するような野草地区を即刻廃止、自然回復を計る。(NPO) ・木津川の河川敷には4WD車が直接入っておりますが、この規制についても配慮願いたい。(自治体) ・運動公園は原則的に順次撤去することを明確にすべきである。(NPO)</p>
<p>○舟運</p>	<p>○舟運の復活に関する記述、積極的に位置づけるか 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・舟運の復活への対応も考慮しておく必要がある。 (河川管理者中間とりまとめ) ・河川管理者として、舟運のための航路確保の整備を行うことについて基本的な考えをお教えてください。(淀)</p>	<p>☆舟運について積極的に位置づけてほしい ・舟運は、市民が川の姿を実感し、流域を意識する上で大きな意義があり、また、沿川自治体にとって川に向かったまちづくりや川と都市の連続性を進める上でも重要な意義を持つと考えている。(個人) ・舟運を積極的に位置づけられたい。(自治体) ・関西再生のために、琵琶湖、淀川水系の観光資源化推進という観点から掘り下げをお願いします。(個人) ・水面の自由使用から秩序ある使用へ(自治体) 水面の秩序ある利用や、高水敷の適正な利用という観点から規制が必要と言うことは理解できるが、舟運の振興や水辺の賑わいの創出という観点から、規制緩和の視点も必要と考える。特に舟運に関しては、防災船着場の平常時における利用、京都～大阪間の水上アクセス・観光ルートの創設など積極的な位置付けをお願いしたい。</p>

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
○漁業・その他について	<p>○漁業等に関する記述。位置づけを明記するか 参考； (琵琶湖中間とりまとめ) ・湖や川にまつわる文化・伝統の継承や、アユやモロコなどの伝統的漁業その他の復元・継続などのための施策を講じるべきである。 ・伝統的漁法によるアユ漁業が営まれており、各川の状況に応じた水温変化への適切な配慮も必要である。 (淀川部会中間とりまとめ) ・漁業や遊漁は固有の生態系に十分配慮して行う。 ・漁獲量があり漁業を営むことができるということは、河川的环境および生態系が健全な状態にあってはじめて可能になるということを認識する必要がある。 ・魚が減れば放流して漁業を成り立たせるといった考えはあらため、漁業が継続的に成り立つようにするために、魚が生れ育ち豊富に棲息する河川環境を作り、次の世代に残していくことが望まれる。 (河川管理者からの質問) ・アユ等のためだけに生息・繁殖を保全する条件を確保するとは。どのような条件を確保すれば良いのか。生物多様性の保全とは矛盾しないか (委) ・「ヨシ産業の適切な存続を認める」とはどのような意味か(委)</p>	
	<p>○河畔林について記述するか 参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・河川区域内の樹林地や河畔林は動植物の棲息の場として河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・創造を進める。 ・河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響、生物の棲息域・回廊など多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。</p>	

表 4-5環境に関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
環境について		
○河川環境保全の考え方	<p>○河川環境の保全、復元の目標をどう考えるか</p> <p>参考； (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・本来の川が持つ機能や環境に回復できる計画とすること (淀川部会中間とりまとめ) ・水・土砂・生態の健全なシステムへ ・標準断面型から変化断面型へ (猪名川部会中間とりまとめ) ・川は自然の場、生命を育む場であることを再認識すべきである ・川が本来持っている生き物の命・文化を育む力の再生 (河川管理者からの質問) ・「川や湖の本来の姿」というものに対して共通の認識が必要ではないでしょうか？(琵琶) ・「川本来の機能」について例えばどのような機能があるか教えて下さい。(猪)</p> <p>○河川環境と人(治水、利水、利用)との関わりについてどう考えるか</p> <p><治水> 河川形状の変更と治水への影響</p> <p><利水> 環境のための水はどの程度必要か。これまでの利水安全度を下げても環境のための水を必要とするか。</p> <p><利用> 環境再生、保全のためには、人の利用は制限されても良いか。 漁業等産業との関係</p> <p>参考； (河川管理者からの質問) ・環境面における問題点は、「治水・利水・利用」だけが問題なのではないでしょうか？(琵琶) ・「許容される範囲内で変動のある川」「適正な土砂移動のある川」の「許容される範囲」「適正」とはどのようなイメージか。(琵琶)</p>	<p>☆河川環境悪化の背景、現状の認識に疑問</p> <p>・環境の悪化は、湖周辺、および流入河川周辺の市街化の影響が大きいと考えられるが、表現では河川管理に問題を特化しているように受け止められるため、再考をお願いしたい。(自治体) ・瀬切れは昔から発生している。</p> <p>☆「自然との共生」「本来の河川環境」とは</p> <p>・「自然と共生」「自然と上手に付き合い」など、委員間の共通認識も持たずに安易に流行語を使うべきではない。(個人) ・「瀬切れのない、あるいは少ない川」が、本当に川が持つ本来の環境であるのでしょうか。そもそも本来とはどのようなことを指すのか。(自治体)</p> <p>☆環境と治水、利水、利用とのかかわりをもっと議論すべき</p> <p>・治水と環境のかかわりについての議論が浅い。(個人) ・現在の桂川、淀川が大都市圏を流れていること、高水敷を含め市民の憩いの場になっている現状をもっと重視して、『自然・環境』への過度な施策転換を中止していただきたい。</p>
○具体策	<p>○河川環境保全・復元の具体策</p> <p>・人為的な復元、維持はどこまで許されるか</p> <p><水位・水量変動> 水位管理WGでの議論をもとに記述</p> <p><生息環境の保全、再生></p> <p><生物の移動経路の確保></p> <p><河川形状の変更></p> <p><外来魚、堤外地樹林等></p> <p>参考； (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・縦断・横断方向の不連続を修復した好ましい河相と適正な水量・水質・水温を持った川が実現されるべき ・特に生きものの繁殖・棲息場所、水質浄化の場ともなる湖の沿岸帯と湿地・内湖の保全・復元に努めることが必要 ・湖、川、湖と川・水路や水田などのあいだにおいても生き物が自由に移動できるよう、湖と陸との移行帯の連続性を確保すべき。そのため、自然環境に配慮した構造にすべき ・現在自然環境が比較的良好に維持されている移行帯についてはその保全に努める (淀川部会中間とりまとめ) ・瀬や淵、たまりなどの回復・保全を図る。ワンドの保全・復元・創出。水質とともに底質の保全・回復を図る。 ・伝統的河川工法を再評価し活用する。 ・現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域では、可能な限りこれ以上の開発が行われないようにする。 ・ダム・堰の運用見直しによる中小出水時の自然流下の促進、淀川大堰の湛水区間の水位変動の復活を行うとともに、河川形状を工夫して冠水域、攪乱域を徐々に拡大し、本来の河川の生態系の回復を図る。 ・中水敷(あるいは水際移行帯)の利用は厳しく制限し、本来の生態系の保全・再現に取り組む。 ・縦断的な生物の移動経路の確保、横断方向の水辺環境の連続性確保を行う。 ・漁業や遊魚は固有の生態系に十分配慮しつつ行われるべき。 ・外来魚が繁殖しにくい河川環境を復元することに努める。 ・堤外地の樹林や河畔林は治水上問題がない限りできるだけ残すこと。</p> <p>(猪名川部会中間とりまとめ) ・連続性を阻害する不必要な工作物は現在あるものについても再検討し、場合によっては撤去する。今後とも工作物は極力つくらぬ方法を検討する。 ・洪水時などに自然の攪乱により瀬・淵などがおのずと再生する、大きな仕掛けである河川構造を検討し、可能な地点から実施する。 ・外来種動植物の検討を行い有効な手段を実施する。 ・今まで行ってきた多自然型工法が環境に対して有効だったかどうかの評価を行い、計画に反映させる。 (河川管理者からの質問) ・高くなった堤防による生態系の不連続への対応について、基本的な考え方はどのようなものかお教えください。(琵琶) ・「生きものの生息適温を維持できる川」について、瀬や淵の創出によって維持する、と理解すればよいのか。維持できなかった場合は、人為的に調節して維持する水温にすればいいのか。(琵琶) ・自然のサイクルとは河川の流出形態に合わせるのか。具体的には洪水時の土砂の移送・排砂の対策としてダムの排砂のバイパス等をイメージしているのか。(淀) ・外来種とは何を指すのか、外来種対策とは本来の川に戻すという意味なのか、外来対策についても検討するという意味合いなのか教えて頂きたい。(琵琶) ・外来種についてどのような検討をすれば良いのか教えて下さい。(猪)</p>	<p>☆河川環境の保全・復元の具体策</p> <p>・木津川、宇治川、桂川を猛禽類が安心して生息できる生態系の保全をめざして欲しい。草刈り、伐木は8～9月、草刈りの刈り残し長さは50cmを目安とする(NPO) ・干潟は保全と創出が必要。十三干潟は、シギやチドリが飛来する4月中旬から5月中旬は立ち入り禁止とする。十三大橋～伝法大橋間の右岸グラウンドを新たに干潟として創出する。(NPO) ・ヨシ原とツバメの塹の保全を追加してほしい(NPO) ・湿地・内湖の全面的見直しや自然浄化力に注目し、保全・復元に努めることを明記すべき。(個人) ・人が住むとき、そこがどのような地域であるか十分承知すべき。人は豊かな自然から身を引いて生活すればよい。それを念頭に置いて、自然再生推進法に則り、河川整備計画を推進して欲しい(NPO) ・各河川の上流域でも魚道整備を利水施設と併せて整備することは、自然との共生を持続させるためにも大変重要な施設整備である。(自治体)</p>

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
	<p>○河川環境管理の方向性。順応的管理とモニタリング制度の導入など。</p> <p>参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・川の自然を再生する事業の実施にあたっては、自然の応答を見つつ順応的、段階的に進めること。効果を継続してモニタリングし、次の整備に応用する取り組みも必要。 (猪名川部会中間とりまとめ) ・猪名川の自然は人間が改変してきた自然であり、そのことを前提として一定の管理を行っていく。 (河川管理者からの質問) ・一定の管理とはある程度手を加えることでしょうか。また、管理の具体的な方法について教えて下さい。(猪)</p>	
○自然景観	<p>○自然景観保全・回復の目標と具体策</p> <p>参考； (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・本来の水辺らしい景観・風景(原風景)の復活・創出を進めることが重要 (淀川部会中間とりまとめ) ・本来の川らしい景観・風景(原風景)の復活・創出を進める。 (河川管理者からの質問) ・河道内樹林を「障害にならない範囲で残していく」ということの意味は、積極的に保護するという意味なのでしょうか。(淀)</p>	
○河川形状	<p>○河川形状変更の方針と具体策</p> <p>・利用、治水への影響の考え方</p> <p>参考； (淀川部会中間とりまとめ) 標準断面型から変化断面型へ ・上下流方向・横断方向のいずれにも多少の不規則性をもたせるようにする ・高水敷の切りくずしによる河道の横断形状の自然復元を行う。 ・河川形状を工夫して冠水域、攪乱域を徐々に拡大し、本来の河川の生態系の回復を図る。 (河川管理者からの質問) ・「大きな仕掛けである河川構造を検討し、可能な地点から実施する」とはどのような仕掛けでしょうか。例えば、中水敷、高水敷の切り下げ、緩傾斜化により攪乱頻度、攪乱域を再生するというのでしょうか。(猪) ・「琵琶湖へ自然に注ぐ河口部を持つ川」の形状は具体的にどのようなものか。何故それが好ましいのか。現状における不都合な点について教えてほしい。(琵琶)</p>	<p>☆高水敷の必要性は</p> <p>・高水敷の切り下げは重要であり、生態系保全のためには緊急を要する。(自治体) ・高水敷が陸域化することにより、どのような問題が生じるのか。また、その問題を解決するためには、どのような対策が必要と思われるのか、具体的に表現してほしい。(自治体)</p>
○環境学習	<p>○学習の場としての川の位置づけ</p> <p>参考； (淀川部会中間とりまとめ) ・川に学ぶ社会の実現 ・川は本来理想的な環境教育・体験学習の空間である。</p>	

表 4-5環境(2)水位に関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
水位・水量変動について		
○考え方	<p>○川にとって適切な流量、水位変動とは</p> <p>参考(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、治水と利水管理のために豊・平・低・湧水流量を整理利用していましたが生態環境の見地からはこのような指標だけでは不十分と認識している。「必要かつ十分な流量」を確保するためにはどのような基準で設定するのがよいか。(淀) ・根本的な問題は流量の施設による調節がどこまで許されるのかである。生態系からみた川本来の流量や水位変動のためには、これ以上やってはいけないという設定があって、逆に言えば、水資源開発の許容量にもかかわってくることであり、その点についてのご意見を伺いたい。(委) 	<p>☆水量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標とするべき自然環境とは何かについて明確にし、水位操作とこれらの因果関係を明らかにすべき。なお、水位管理による影響については、自然環境を含め、幅広く検討を行う必要がある。(自治体) ・河川管理者だけではなく、流域全体で水量・水質を管理するシステムづくりについて検討が必要と思われる。(自治体)
	<p>○生態系と人間との水利用のバランス。限界はどこにあるか</p> <p>参考；</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系と人間の水利用のバランスをどこでとっていくのか、してはいけないという限界を皆で共有する必要がある。(委) 	
	<p>○琵琶湖の水位管理の問題と見直しの方向性</p> <p>参考</p> <p>(琵琶湖部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の水位管理の役割・影響について検討すること ・自然環境・生態系への影響を踏まえた管理のあり方について検討すること <p>水位管理による自然環境・生態系への影響について検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境・生態系に悪影響を及ぼさない管理のあり方を検討する ・水位管理について複数の代替案を検討すること ・利害調整・協調のための仕組みを考えること <p>利害調整の仕組みの検討</p> <p>情報の発信と共有</p> <p>(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水位操作」が「川の形状」、「水質・水温」、「土砂量」、に影響あると指摘されていますが、具体的にどのような事象のことを指しておられるのか？情報提供をお願いします。(琵琶) ・「節水行動を導くための水位管理」とはどのようなイメージか(琵琶) 	<p>☆琵琶湖の水位管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖の水位管理の検討は、これまでの治水・利水上の必要性、これに起因した水位をめぐる上下流の歴史的経過を十分踏まえたうえで、治水、利水、環境の3つの観点から行われるべき。 ・琵琶湖の水位管理の目的は、下流域も含め、まず治水、利水面が最重要課題であり、ここに環境課題をいかに附加していくかを考えて行くべきではないか。琵琶湖の湖水位の調節がこれまでに周辺の関係市町村へ与えてきた影響等について調査し、現状把握いただきたい。(自治体) ・「自然の季節的变化が基本になるように」といういいまわしは、琵琶湖治水の大きな役割である湖水位の調節を見直し、自然の季節的变化に委ねようということでしょうか？もしそうならちょっと無理があるように思う。(自治体) ・水位低下に伴う琵琶湖の湖辺環境、住民生活にはさまざまな影響が現に発生することに対する利水者の認識が薄れがちであることにも言及すべき。(自治体) ・水位管理による影響については、琵琶湖のみならず、下流支川(淀川や淀川から導水している寝屋川流域河川等)への影響もご検討いただきたい。(自治体)
	<p>○ダムによる操作の問題と見直しの方向性</p> <p>参考</p> <p>(淀川部会中間とりまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系のダム、堰の管理・運用の見直しによる中小出水時の自然流下の促進、淀川大堰の湛水区間における水位変動の復活等を行うとともに高水敷の切り下げなど河川形状を工夫して冠水域、攪乱域を徐々に拡大し、本来の河川の生態系の回復を図る。 <p>(河川管理者からの質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川本来」の水量と水位・水温の変化の回復とは、ダムや堰による操作を無くした、自然流況下での水量と水位・水温を指されているのか。(委) 	

表 4-5環境(3)水質に関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
水質について		
○考え方	<p>○水質の目標像、適正な指標 参考； (河川管理者からの質問) ・汚濁物質とは具体的に何をイメージされているのか。汚濁物質が入ってこない水系とはどのようなものなのか(委、琵)</p>	
	<p>○水質汚濁、底質悪化原因の共通認識</p>	<p>☆水質汚濁の原因の認識についての指摘 ・上下水混在が問題。飲料を優先すべき。(個人) ・水質問題は、根本的には下水道によるところが大きく、川の中だけで対応してきたという指摘はあたらない。(自治体) ・川の形が大きく変えられたことが、水質の悪化を招いたと理解していいのか。(自治体) ・水質悪化の原因が農業のみととらえられる表現になっているので、負荷の実態を踏まえた表現に修正ください。(自治体) ・湖沼水質保全計画の資料では、琵琶湖への流入負荷は減少している。前提条件または補足説明を行って、誤解のないように修正ください。(自治体) ・「合流式下水道の排水水質」を考慮。(個人) ・廃棄物処分場の記述について(自治体) - 廃棄物処分場が(水質)汚染物質と断定することには疑問。 - 産業廃棄物処分場と不法投棄を同列に扱うことに疑問。 - 産業廃棄物処分場排水について、一律に断定することに疑問。 ・水質汚濁、底質悪化については、過去のデータ分析と浚渫等による対策が考えられる。但し現状を正確に把握し、その対策の必要性を検討することが必要。(自治体)</p>
○具体案	<p>○水質改善方策の具体化 参考(琵琶湖部会中間とりまとめ) ・水質浄化機能帯の修復・保全に努めること ・汚濁負荷の軽減対策を行うこと ・化学物質による河川水・湖水・地下水の汚染防止を行うこと (淀川部会中間とりまとめ) ・水質基準達成から総負荷量規制へ ・水源地の保全 ・底質の適正化 (河川管理者からの質問) ・「集水域全体で汚濁負荷全体の削減を強く意識した流域の一体的な取り組み」の具体的なイメージを教えてください(琵) ・「高品質な水源涵養林」「良質な水源確保のための林」とはどのようなものか(琵) ・農業用水の利用量の削減と琵琶湖の水質改善の関係について、情報を頂きたい(琵) ・琵琶湖の水質でよく議論されるキーワード「富栄養化」に言及されていないように思えるが(琵) ・これまで流水保全水路整備として河川水と流入汚濁水を分流する方策が進められてきておりますがこの方策に対する基本的な考え方をお教え下さい。(淀) ・汚濁の発生については水質事故又は通常の汚濁排出を想定しているのでしょうか。後者も含まれるなら、流域社会すべてが現状に復する義務を有すると思いますが、それは誰に対してでしょう(淀)</p>	<p>☆流域全体での総合的対応を ・河川管理者だけではなく、流域全体で水量・水質を管理するシステムづくりについて検討が必要と思われる。(自治体) ・河川整備計画への住民参加。水質保全事業の維持管理の補助制度が必要。(自治体) ・水質について総合的に管理監督する部門を新設することを提言。(NPO)</p> <p>☆現在の水質指標、調査方法の改善 ・水質を示すデータに、浄化機能の過負荷、長期的、慢性的な負荷による水質変化の数字が現れていない。 ・水質監視地点の増設、水質調査項目の追加、調査頻度の変更、水質浄化作用の修復、保全(自治体) ・水質管理について、雨天時と晴天時に区分して論じる必要があるのではないか。(自治体)</p> <p>☆水質事故のリスクを考えて水源の分散を ・湧水、水質事故等に対する危機管理の面から、一河川からの水源に頼るのでなく、他河川による水源の分散も重要と考えており、検討をお願いしたい。(自治体)</p> <p>☆その他 ・琵琶湖の湖中砂利採取事業者に対しては、採取行為に伴う水質等環境への負荷が極力生じないよう指導を行っている。琵琶湖水質保全の観点から、今後とも関係事業者との調整を図りつつ、段階的縮小に努めるとともに、「マザーレイク21計画」の第1期末である平成22年(2010年)までの廃止をめざし、取り組みを進めている。(自治体) ・琵琶湖水質改善について、大自然重視の視点に立っていることで同感などが多い。自然回復方式を強調しているが、生態系の保全、復元に効果があるなら、人工的護岸工事を全面的に拒否する必要はない。(個人)</p> <p>・積極的水質汚濁対策として淀川の浄化用水を寝屋川と古川に常時放流することの重要性に触れて欲しい。(自治体)</p> <p>☆環境ホルモンについての具体的な対応を ・環境ホルモンについて、規制方針を明記したガイドラインを作成していく等、具体的な施策がない限り、自治体としては規制できない。(自治体) ・内分泌攪乱化学物質について、現在の法的、科学的な根拠に基づいた表現となるように検討下さい。(自治体) ・内分泌攪乱物質、ダイオキシン等については実態を把握しにくいと思われるが、今後の対策について、小委員会を設置して、学識経験者の意見を拝借してはどうか。(自治体)</p>
	<p>○総量負荷規制の具体化 (河川管理者からの質問) ・具体的な総量負荷規制のイメージがありますか(琵、淀)</p>	<p>☆総負荷量規制に対する疑問 ・あらゆる汚染源を対象としては、水濁法対象外のものであれば法改正の論議となる。法対象という意味なら日平均排水量50m³/日以上の事業場に対して総量規制がかかっていることからこの記述はおかしい。(自治体) ・大阪府において有害物質の規制については上水道水源地域について、一般地域と比べて厳しい規制を行っている。ピコレベルの微量の有害物質についても高度な水質環境基準を設定する根拠が不明である。(自治体) ・新たに規制を導入する場合は、この規制による水質改善の効果も明確に示す必要がある。負荷量規制の実施については、環境省で審議されている法規制に関わることなので、本河川整備計画で規制の実施等と取り上げるのはふさわしくないと考える。(自治体)</p>
	<p>○住民等とのコミュニケーション (河川管理者からの質問) ・水質については、監視と規制強化だけでは限界があると思われます。住民側にも何らかの役割を課すべきではないでしょうか。(淀) ・リスクコミュニケーションはどの様に河川管理に反映すべきか。具体的なイメージをお持ちであれば示していただきたい。(琵)</p>	<p>☆河川管理者の責任の限界について明示を ・流域全体で負荷量が規制されることは賛成であるが、特に中小河川においては、河川管理者が流域全体の責務を負う事は不可能であり、責任の限界についても明確に表現していただきたい。(自治体)</p>

表 4-6ダムに関する論点および一般からのご意見

目次案	主な論点	中間とりまとめ左記事項に対する一般からのご意見
ダムについて		
○考え方	<p>○計画中、建設中、運用中のダムに対する最終提言の記述範囲・記述方針の確認。</p> <p>○水位管理WG、水需要WGとの検討作業所掌の明確化。</p> <p>○基本的な考え方の提示</p> <p>○情報公開の必要性</p> <p>参考 (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・水源涵養林の育成、良質な農業生態系の確保、下流大都市での節水啓発、水の循環利用など、ダム建設のみに依らない総合的な水源確保のための施策を関係省庁、自治体とも協議、連携。(淀川・琵琶湖) (淀川部会中間とりまとめ) ・ダムおよび堰等の水利施設の操作管理についての情報公開・情報交流。(猪名川部会中間とりまとめ) ・これ以上自然を開発しないことを原則とする。 (河川管理者からの質問) ・「川本来」の水量と水位・水温の変化の回復とは、ダムや堰による操作を無くした、自然流況か(委・淀・猪)</p>	
○新規ダム建設に際しての原則	<p>(委員会は個別のダム事業の是非については記述しない。最終提言に示された上記判断基準に基づいて河川管理者が個別のダム事業についての代替案を含めた検討結果を下線整備計画原案に記述し、その結果に対し委員会として意見を述べる。)</p> <p>○ケーススタディに基づく流域の計画中のダムの必要性、代替方策等の確認</p> <p>○基本的な考え方の提示</p> <p>○新規ダム建設に関する判断基準の提示</p> <p>参考 (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・計画・建設中のダム・貯水池については以下の事項を十分考慮し、見直しを行う。 (1)流域における適正な水需給に基づく計画であること (2)ダム・貯水池が上下流に与える影響を検討すること (3)地域の特性を踏まえた検討を行なうこと ・建設に伴ない、流入・流出する川の水質(水温・濁度・化学成分など)の変化と生態系への影響の把握 (淀川部会中間とりまとめ) ・ダムは原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分配慮。 ・ダムによる新規水源開発の必要性を再検討。 (猪名川部会中間とりまとめ) ・これ以上自然を開発しないことを原則とする。 (河川管理者からの質問) ・ダムも治水、利水対策の選択肢の一つではないのか?(淀)</p>	<p>☆ダム建設反対の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム建設は、利水計画、環境面へのマイナスを含めた費用対効果、水源涵養林のマイナス、下流河川の濁水の経済損失などを考慮すべき。(個人) ・水使用量の削減を図り、ダム建設を中止。(個人) ・ダムによる洪水調節を原則として採用しないという考えに共鳴する。(NPO) ・堤防の大地震の対策(補強と液状化対策)を重点とし、上流域の土地利用(保全と開発)の市街化予測を抑制し、銀橋周辺を整備を進めれば、余野川ダムの一時中止して、上流対策と河川整備で可能か検討する。(個人) ・安威川ダムは、淀川水系に計画されているダムであり、「淀川フルプラン」にも明確に位置付けられており、国土交通省の直轄ダムでないと言う理由のみで審議対象でないとする事は理解できません。(NPO) <p>☆ダム建設推進の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水計画を考えるうえでは、当然、ダムも治水対策の手法の1つとして、検討の対象とすべきであり、その上で、対策手法を選択するときは、環境に対する影響等も含めた総合的な検討による判断がなされるべきであって、当初から、検討の対象外とするのは、論理的ではない。(自治体) ・ダムには、「穴あきダム」のように連続性を確保できるものもあります。すべてのダムが、連続性を損なうような表現は、削除してください。また、ダム以外の手法も下流河川の環境等に改変が伴うことも認識する必要があります。よって、治水・利水計画は総合的な判断をするべきと考えています。(自治体) ・濁水、水質事故等に対する危機管理の面から、一河川からの水源に頼るのではなく、他河川による水源の分散も重要と考えており、検討をお願いしたい。また、「ダム=自然破壊」を前提とした表現は、先入観を与えるため、その表現については十分検討されたい。(自治体)
○既存ダム運用に関する原則	<p>○既存のダムの影響の把握(把握すべき事項、対象、把握の方法等)</p> <p>○既存のダムの改修(魚道整備、選択取水、水質改善、排砂設備等)についての方針検討。</p> <p>○既存のダムの運用変更(自然のサイクルに近い放流、土砂供給運用、統合運用等)についての方針検討。</p> <p>参考 (琵琶湖部会中間とりまとめ) ・プランクトン異常発生機構の解明や監視、その発生を抑制する対策の検討継続。(琵琶湖) ・既存のダム・貯水池についてあらためて検討。 (淀川部会中間とりまとめ) ・「水質・水量・水温・土砂量」の適正化のためのダムや堰などの管理・運用の見直し。 ・水源地から大阪湾までの上流・下流間の連続性を確保し魚の遡上が可能となるようダムや堰などを改善。 ・自然のサイクルに合わせた土砂の供給のためにダムの運用見直し。堆砂の移送・排砂等の対策。 ・瀬田洗堰やダム群の運用方法の見直しによる高水敷の「攪乱」。 ・魚類等の棲息に適した水温を保持のための選択取水設備等の整備。 ・総合化・統合化等による管理コストの縮減、「無駄のない管理」の徹底。 ・ダム自体の水質改善対策の実施のみならず、原因となっているダム上流地域の汚濁負荷の削減対策。 (河川管理者からの質問) ・ダム・貯水池が川・湖に与える影響とは?(琵琶)</p>	
○整備計画における検討要求事項	<p>○河川管理者が整備計画原案に盛り込むべき内容の検討(評価軸、影響把握、代替案、評価結果等)</p> <p>・建設に伴ない、流入・流出する川の水質(水温・濁度・化学成分など)の変化と生態系への影響の把握(琵琶湖)</p>	